

令和6年度 座間市公共下水道事業官
民連携における導入可能性調査業務委
託に係るプロポーザル実施要領

令和6年4月

座間市上下水道局下水道施設課

1. 趣旨

この実施要領は、「座間市公共下水道事業官民連携における導入可能性調査業務委託」を希望する民間事業者の中から、最も優れた知識・能力、運用力等を有する者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続等について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

- (1) 件名 令和6年度 座間市公共下水道事業官民連携における導入可能性調査業務委託
- (2) 目的 座間市公共下水道事業において、ウォーターPPPを含む官民連携の導入可能性調査を行うものである。市内に多数存在する下水道施設及びその運営における現状を踏まえた課題を整理したうえで、官民連携の基本方針を検討するとともに、詳細な業務範囲の設定を行い、民間事業者への参入意向調査を踏まえ、導入効果を把握し、事業スキーム等を決定する。
- (3) 業務内容 別紙「提案書の提出に当たって（資料1）」及び「業務内容説明書（資料2）」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日までとする。

3. 予算限度額

23,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 令和5・6年度座間市入札参加者名簿の「コンサル_下水道」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (4) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行。以下「措置要綱」という。）に基づく停止措置を受けている期間がない者であること。
- (5) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定

する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (7) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 管理技術者は、技術士（上下水道部門（下水道））又は技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道））資格を有する者を配置すること。
- (9) 照査技術者は、技術士（上下水道部門（下水道））及び技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道））資格を有する者を配置すること。
- (10) 本業務を担当する技術者（管理技術者、照査技術者、担当技術者）の中で、1名以上、下水道事業における官民連携事業の導入可能性調査を担当した者を配置すること。
- (11) 企業として過去10年以内に完了した下水道管路を含む官民連携事業の導入可能性調査を1件以上行った実績を有すること。

なお、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は座間市上下水道局下水道施設課に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

5. 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6. 参加表明手続

- (1) 提出書類 プロポーザル方式参加表明書（第1号様式）
 誓約書（第2号様式）
 会社概要（第3様式）
 業務実績（第4号様式）

納税証明書（直近決算年度に係る証明）

参加資格確認結果通知書（第5号様式）の返信用封筒 1枚

※ 定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記の
うえ、84円切手を貼付のこと。

(2) 提出先 〒252-0021

座間市緑ヶ丘一丁目3番1号

座間市上下水道局下水道施設課

(3) 提出方法 持参又は郵送

※ 郵送の場合は、必ず配達記録が残る方法で郵送することとし、封筒表面に、「プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

(4) 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時（必着）

(5) 参加資格要件の確認結果

令和6年5月15日（水）に参加資格確認結果通知書（第5号様式）
を発送する。

7. 企画提案書の受付

参加要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、企画提案書（第8号様式）を受け付けるものとする。

(1) 提出書類 企画提案書等作成要領（資料3）記載の書類

審査結果通知書（第12号様式）の返信用封筒 1枚

※ 定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記の
うえ、84円切手を貼付のこと。

(2) 提出先 〒252-0021

座間市緑ヶ丘一丁目3番1号

座間市上下水道局下水道施設課

(3) 提出方法 持参又は郵送

※ 郵送の場合は、必ず配達記録が残る方法で郵送することとし、封筒表面に、「企画提案書在中」と明記すること。

(4) 提出期限 令和6年6月5日（水）午後5時（必着）

8. 企画提案書に関する質問と回答

企画提案書作成等に係る質問は、質問書（第7号様式）により、下記アドレスの電子メールにより受け付ける。

(1) 質問受付期間 令和6年5月15日（水）から令和6年5月21日（火）
午後5時まで

(2) 電子メール 座間市上下水道局下水道施設課

(3) 回答方法 令和6年5月28日(火)までに市ホームページへ掲載し回答する。

9. ヒアリング

企画提案書(第8号様式)の内容を評価するにあたり、ヒアリングは実施しない。

10. プレゼンテーション

参加できる人数は3名までとし、本案件を受託した場合の担当する管理技術者がプレゼンテーションを行うこと。ただし質疑応答に関しては、その限りではない。また、プレゼンテーション時間は1団体40分程度(企画提案書の説明20分、質疑応答20分程度)とするが、企画提案者の数によって変更することもありえる。プレゼンテーションに必要なモニターについては、座間市上下水道局下水道施設課で用意するため必要な場合はプレゼンテーション実施日の前日午後5時までに申し出ることとする。なお、プレゼンテーションは、企画提案書の内容に基づいて行うこととし、企画提案書と異なる内容による説明及び資料の追加提出は認めない。

11. プロポーザルの辞退

企画提案者は、プレゼンテーション実施日の前日午後5時までに、辞退届(第6号様式)を座間市上下水道局下水道施設課に持参し提出することによりプロポーザルの参加を辞退することができる。なお、辞退届を提出する場合は、提出する前に必ず座間市上下水道局下水道施設課へ電話連絡することとする。

12. 評価方法と審査結果通知

(1) 審査会

座間市上下水道局職員を委員とするプロポーザル審査会を設置し実施する。

(2) 評価方法

企画提案者ごとにプレゼンテーションを実施し、評価点の合計点が最も高い企画提案を選定するものとする。なお、評価点の合計点が最も高い企画提案者が複数あるときは、提案評価基準表(資料4)の評価項目「事業全体スケジュールに関する事項」の点数が高い企画提案事業者を選定するものとする。

(3) 評価基準

企画提案書(第8号様式)の内容等に関するプレゼンテーション等を行った後、提出された企画提案等を提案評価基準表(資料4)に基づき審査する。また、企画提案事業者が1者のみであった場合でも、審査を行い選定の可否を決定する。

(4) 結果通知

結果の通知については、審査結果通知書（第12号様式）により通知すると共に、後日市ホームページで公表する。なお、審査結果の採点内容に関する質問には一切回答はしない。

13. 失格条件

企画提案者が次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加表明書提出以降に本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 企画提案書作成等に係る不正行為が認められた場合
- (3) 見積額の金額が本実施要領3. 予算限度額を超えた場合

14. その他

- (1) 参加表明書（第1号様式）等及び企画提案書（第8号様式）等の受付時間は、上下水道局の閉庁日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。
- (2) プロポーザルに係る費用については参加事業者の負担とする。
- (3) 業務上知り得た事項は漏洩してはならない。
- (4) 提供若しくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用してはならない。
- (5) 企画提案書（第8号様式）の提出は1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。また企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認められない。
- (6) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (7) 市は、プロポーザルの実施に関し、提出された関係書類等は、このプロポーザル以外の目的で使用しない。また提出された企画提案書類等一式は返却しない。
- (8) 提出された書類について、座間市情報公開条例（平成16年座間市条例第17号）の規定に基づき、第三者に開示することがある。

15. スケジュール

実施内容	日時、期限又は期間
募集告知開始	令和6年4月22日（月）
参加表明書等提出期限	令和6年5月10日（金）午後5時（必着）
参加資格確認結果通知書発送	令和6年5月15日（水）
質問書提出期限	令和6年5月21日（火）午後5時
質問への回答期限	令和6年5月28日（火）
企画提案書の提出期限	令和6年6月5日（水）午後5時（必着）

(審査) プレゼンテーション	令和6年6月14日頃を予定
評価結果通知発送	令和6年6月19日頃までに通知予定
契約の事務手続	令和6年7月下旬を予定

16. 問い合わせ

〒252-0021 座間市緑ヶ丘一丁目3番1号

座間市上下水道局下水道施設課整備係

電話 046-252-8679 (直通)

E-mail gesuil@city.zama.kanagawa.jp